

〈論 説〉

# ニュース見出しによる名誉毀損の成否

— 記事本文と独立して判断すべきか —

山 田 隆 司

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 ニュース見出しによる名誉毀損
  - (1) 見出しの意義と名誉毀損
  - (2) 名誉毀損の成否を判断する基準と方法
    - ア) 「一般読者の普通の注意と読み方」の基準
    - イ) 記事本文と見出しの「総合判断」、見出しだけの「独立判断」
- 三 新聞広告および電車中吊り広告におけるニュース見出しによる名誉毀損
- 四 週刊誌表紙見出しによる名誉毀損
- 五 ウェブページにおけるニュース見出しによる名誉毀損
- 六 おわりに

## 一 はじめに

日刊新聞においてニュースを報道する際、記事自体が報道対象者の名誉を毀損することがあるほかに、記事に付けた「見出し」が、記事とともに、あるいは、記事とは独立して報道対象者の名誉を毀損することもある。これは、日刊新聞に限らず、週刊誌やウェブページでも起こりうる。こうした「ニュース見出し」による名誉毀損は、いかなる基準、方法によって、その成否が判断されるべきなのであろうか。

この点、戦後の裁判例を概観すると、見出しの名誉毀損性に関する基準として「一般読者の普通の注意と読み方」の基準があるが、この基準は、名誉毀損性が判断されるべき対象の表現（主として文言）が確定されてはじめて意味を持つ。そこで、どのような表現を名誉毀損性の成否の判断対象とするべきか、それを決める方法が問題となる。これを敷衍して言えば、見出しは通常、少な

い文字数に制限されるという性質から、その意味内容が多義的なことも少なくないため、問題とされた見出しだけでなく、根拠となった記事本文も考慮に入れて判断すべきか、という名誉毀損性の判断対象の範囲を決める方法が重要な論点となるということである。すなわち、見出し自体だけでなく記事本文も併せて総合的に考慮する判断方法（以下、「総合判断」という）を採るべきであるのか、あるいは、見出しそれ自体を独立して検討する判断方法（以下、「独立判断」という）を採るべきであるのか、という問題である<sup>1)</sup>。

本稿では、日刊新聞だけでなく、週刊誌、ウェブページ（ここでは、新聞社がインターネット上に開設したニュースサイトに限定する）に関する名誉毀損訴訟をも概観することによって、下級審裁判例の近時の傾向を分析し、ニュース見出しによる名誉毀損の成否の判断基準について考察する。

## 二 ニュース見出しによる名誉毀損

### (1) 見出しの意義と名誉毀損

日刊新聞をめぐる名誉毀損訴訟には、記事本文とともに、あるいは、記事本文とは別に見出しを問題にするものが少なくない<sup>2)</sup>。見出しによる名誉毀損は、当然のことながら、訴訟において「被害者」が、記事本文のみならず見出しについても争点としない限り問題とならないため、記事本文による名誉毀損をめぐる事件と比べ、相対的に多くはないが、一定程度、存在するのである。

記事本文をよく読めば真実を歪めたり誇張したりしていない場合でも、見出しは、「悪徳〇〇を逮捕」「『クサイ』会社」などのように読者の目を引こうと誇張・刺激的、不穏当な表現をすることがあるうえ、その表現が多義的であるこ

1) 大石泰彦「新聞の『見出し』による名誉毀損」判例評論458号54頁(1997)、大石泰彦「中吊り広告における侮辱的表現」青山法学論集48巻1・2合併号43頁(2006)参照。

2) 浦田賢治「判批」マスコミ判例百選〔第2版〕73頁(1985)。堀部政男「判批」マスコミ判例百選〔第2版〕78頁では、『クサイ』大阪の貿易会社」事件の1984年10月19日最高裁判決を各紙が大きく報道したことに触れ、「どのような見出しが名誉毀損になるかならないかは新聞にとっては大きな関心事であることを示している」と指摘している。名誉毀損全般に関して、松井茂記『マス・メディア法入門〔第4版〕』97頁以下(日本評論社、2008)、松井茂記『表現の自由と名誉毀損』(有斐閣、2013)参照。

とも多く、しかも本文よりも目に入りやすく印象に残りやすいため、書かれる側にとって深刻な被害をもたらし、訴訟になりやすいからであると思われる。<sup>3)</sup>

新聞の見出しは、単なる標題、タイトルではなく、ニュースの価値を的確簡潔に伝えるために存在する、と言われて<sup>4)</sup>いる。見出しの付け方ひとつで読者の注意を引くこともあれば、まるで顧みられないこともある。<sup>5)</sup>それゆえ、思わず読みたくなるような魅力的な表現をすることが求められている。もつとも、表現の自由を重視するあまり、いわば魅力性の要請に重きを置きすぎると、人格権との関係では場合によって名誉毀損となるから、的確な表現、言い換えると正確性の要請とのバランスが重要となる。

しかしながら、見出しによる名誉毀損が成立するかどうかの判断基準は必ずしも明確であるとは言いがたい。これでは、見出しを担当する整理記者にとって、どんな見出しを付けると名誉毀損になるか予測がつきにくく、<sup>8)</sup>見出し表現の「萎縮」を招きかねない。そこで、見出しの名誉毀損性の成否に関する判断枠組みを検討していくことにする。

諸裁判例を概観すると、見出しが「一義的」な意味内容を持ち、それが明ら

---

3) 浦田・前掲注(2)73頁では、「新聞は、一般大衆によって読まれるものだから、記事全体を熟読すれば別の意味にとれる場合でも、見出しに焦点をしぼって読後感が形成されやすいものである」という見解を示している。

また、日本弁護士連合会編著『人権と報道』108頁(日本評論社、1976)は、「報道の真実性をめぐり、最もしばしば問題になるのは『見出し』である」と指摘する。そして、本文を精読すれば必ずしも真実をゆがめたり誇張したりしていない記事でも、見出しの表現法から、見出しどおりの行為があったのではないかという印象を与えたり、その簡潔性のゆえに誤解を与えることがあるから、見出しの簡潔性と正確性という2つの要請をどう調和するか、見出しのもつ機能をどう考えるかをめぐって争われることが多い、と分析している。

さらに、40期司法修習生犯罪報道研究会「一線記者の意識調査」法学セミナー増刊『人権と報道を考える』所収525頁(1988)(調査は、仙台から熊本まで全国の新聞社、通信社、放送局の社会部、整理部などの記者を対象に1984年4月実施、約80通配付し66通の回答があった、としている)によると、見出しについて、(1)「ひどいと思ったことがありますか」という設問に対し、「たまにある」が最多で37人、次いで「ときどきある」が18人、「ほとんどない」は7人、「全くない」は1人もいなかった。(2)「ひどい思ったのはどのような場合ですか」という設問には、「誇張・センセーショナル」が最多の19人、次いで「記事内容を歪めるもの」が7人、「疑問の余地があるのに、断定的なもの」

かに事実と異なり、名誉毀損性が認定される場合は、事実の公共性、目的の公益性、事実の真実性もしくは相当性を立証しない限り報道機関〔以下、「マス・メディア」とする〕を救済する余地はなく、名誉毀損が成立して不法行為責任は免れないであろう<sup>9)</sup>。

これに対して、見出しが「多義的」な意味内容を持つ場合は、解釈によってマス・メディアを救済する余地がある。そこで、前述したように、見出しの名誉毀損性を判断する基準、方法が問題となる。

まず、具体的な事案に即した形で名誉毀損訴訟における紛争解決を図る「個別的な判断」が挙げられる。こうした個別的な判断方法は、実際の下級審の裁判例において一定程度、見られるものであるが、個別的な事案の解決が重視されることから判断枠組みが明確ではない場合が少なくなく、かりに裁判例が積み重ねられたとしても、表現者の側にとって予測可能性が付きにくいという問題がある。

このような問題を避けるため、裁判例においては、できる限り「類型的な判断」の方法を採ることが模索されてきたとすることができる。以下では、大別

と「人格攻撃」が各5人、『罪人』『悪』のイメージを強調しすぎるもの」と「被疑者に『』をつけるもの」が各3人だった。具体例としては、「冷酷な女」、「二重人格」、「ゴロツキ医師」、「朝食ペロリ」、「悪徳〇〇」、「悪魔の一族」などを挙げている。設問の趣旨として「見出しは、読者に与えるインパクトの強さを考えると報道被害を発生させる重要な要素である。……記者は見出しについてどう考えているのか」とし、「(1)で記者もひどいと思っているというのは意外だった。整理部記者からの回答もあったが、全員『ひどいと思ったことがたまにある』と答えていた」と付言している。この調査から、整理記者を含めた記者自身も問題のある見出しを認識しており、特に誇張した見出しや記事本文の趣旨に合わない見出しに問題があると考えていることが読み取れる。

4) 現在の新聞では記事に見出しが必ず付いているが、幕末から明治初頭に続々と創刊された各紙には現在のような見出しはなかった。本文と同じ字の大きさと本文の文頭に布告、官令、雑報など、分類項目のようなものが付いているだけで、見出しもなく〇印の下に記事本文が続いていた。在京5紙の整理部責任者による新聞編集整理研究会編『新聞編集整理の研究』40頁（日本新聞協会、1994）。

三樹精吉『新聞の編集と整理』193頁（現代ジャーナリズム出版会、1966）によると、現在の見出しは、過去の文章のような多行数見出しと違って、表現をできる限り圧縮し、ひと目的確に読者に分からせようと努力している。

5) 杉村楚人冠『最近新聞紙学』307頁（中央大学出版部、1970）。

して、ア) 名誉毀損成立の一般的な判断基準として「一般読者の普通の注意と読み方」の基準、イ) 見出し自体だけでなく記事本文なども併せて総合的に考慮する判断方法（「総合判断」）、見出しそれ自体を独立して検討する判断方法（「独立判断」）という2つの典型的な判断方法に焦点を当てて考察を深めることにする<sup>10)</sup>。

## (2) 名誉毀損の成否を判断する基準と方法

### ア) 「一般読者の普通の注意と読み方」の基準

名誉毀損成立の一般的な判断基準は、最高裁判例によって確立している。すなわち、1956年の「多摩の上海」事件判決（最2小判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁）において、最高裁は、「名誉を毀損するとは、人の社会的評価を傷つけることに外ならない。それ故、所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないことはないとしても、いやしくも一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実と反し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもって名誉毀損の記事と目すべきことは当然である」と判示した<sup>11)</sup>。この最高裁判例は、数多くの判決に引用され、裁

---

6) 三樹・前掲注(4)193頁参照。

7) 整理部は社によって編成部、編集センターなどとも呼ばれ、その構成員は整理記者、編成記者などと呼称されるが、職務は掲載する記事を取捨選択し、ニュースの価値を判断し、見出しをつけ、紙面のレイアウトをする点で、ほぼ同じである。

8) 新聞編集整理研究会編・前掲注(4)55頁では、見出しをめぐる名誉毀損訴訟において、1、2審で判決が逆転するケースがよく見られ、見出しを担当する整理記者側から「この線まで」と明確に判断できる基準はない、と指摘している。また、〔後に見るように〕判例は、一般読者が普通の注意と読み方をした場合に受ける印象という基準を採っているが、一般読者の印象といっても読者にアンケート調査をするわけではなく裁判官が判定する、と批判している。さらに、見出しや写真、記事を併せて精読した総合的な印象だけでなく、見出しのみを読んだ時の印象も問題とされているから、本文を読んだら名誉毀損ではないと判断してもらえるとこの考え方は認められず、記事にない文言を見出しにとる時には、それなりの覚悟が必要である、と注意を喚起している。

9) 名誉毀損の免責枠組みについては、松井・前掲注(2)11頁以下、山田隆司『公人とマス・メディア — 憲法的名誉毀損法を考える』10頁以下(信山社、2008)など参照。

10) ただし、イ)の「総合判断」および「独立判断」の区別については、それぞれの判決文中に明示されている場合もあるが、明示されていない場合は筆者の解釈による。

判実務において、名誉毀損の成否を判断するに当たり、「一般読者の普通の注意と読み方」の基準が定着していると言することができるのである。<sup>12)</sup>

学説でも、名誉毀損とは人の社会的評価を低下させることであり、こうした社会的評価は普通の注意力を有する一般人によってなされるから、やはり最高裁判決で示された名誉毀損的内容の一般的基準である「一般読者の普通の注意と読み方」という基準によって判断すべきであろう、と考えられている。<sup>13)</sup>

名誉毀損の成否を一般的に判断する基準として、「一般読者の普通の注意と読み方」という基準を採るとすれば、その基準は「記事本文」のみならず「見出し」に名誉毀損が成立するかどうかを判断する基準としても妥当するのであるか。

この点、見出しの名誉毀損性についても、「一般読者の普通の注意と読み方」を基準として判断するべきである、とする裁判例も少なくない。

たとえば、1957年の「わが子ひとの子」事件控訴審判決【1】（東京高判昭和32年10月16日下民集8巻10号1923頁）は、「新聞の報道記事は一般に精読されるというよりは、むしろ表題等に重きを置いてそのまま読過ごされ勝ちのものであって、見出しどりの行為があったかの如き印象を読者に与えることは必然であり、一定の新聞記事の内容が事実に対し人の名誉を毀損すべき意味のものかどうかは、一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものである」と判示し、最高裁判決で示された「一般読者の普通の注意と読み方」という名誉毀損的内容の一般的基準を採用している。<sup>14)</sup>

また、1993年の「県議、組長と“灰色交際”」事件判決【2】（神戸地判平成

11) 岩本軍平「判批」マスコミ判例百選52頁参照。

12) 例は多いが、たとえば、最3小判平成9年5月27日民集51巻5号2009頁、最3小判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁、東京高判平成14年12月25日高民集55巻3号15頁、東京高判平成20年7月10日判例集未掲載【10】など。

13) 堀部政男「判批」マスコミ判例百選〔第2版〕74頁。もっとも、この基準は通説・判例において「平均的な一般読者の印象を基準とする」と理解されているが、平均的な一般読者にとっては印象を害さなくても社会の一部の人々にとっては印象を害する場合も考えられることから、この基準はごく普通の記事の場合の一般的な基準であって他の考慮を排斥するものではない、と指摘されている。岩本・前掲注(11)53頁。

14) 宮沢浩一「判批」マスコミ判例百選〔第2版〕74頁参照。

5年1月26日判タ827号243頁)では、「一般的に、新聞記事による名誉棄損の成否を判断するに当たっては、本文のほか、見出し等の内容及びそれらの配置等を総合的に勘案し、一般読者の普通の注意と読み方を基準とした場合に、当該記事から受ける印象によって名誉を棄損されたか否かを総合的に判断すべきである」と述べて、「一般読者の普通の注意と読み方」の基準を採ったことを明らかにした。

このほか、1961年の「裁判長取調官と取引」事件判決【3】(千葉地判昭和36年5月17日下級民集12巻5号1156頁)では、新聞記事による名誉毀損の成否は「一般読者の通常の興味、注意の置きどころと通常の読み方とを基準とし、之によって、一般読者が当該記事から受ける印象事実に従って判断するのが相当である」とし、最高裁判決とはやや表現を異にするが、「一般読者の普通の注意と読み方」の基準をより詳細に分析したうえで採用している。<sup>15)</sup>

#### イ) 記事本文と見出しの「総合判断」、見出しだけの「独立判断」

前項でみた「一般読者の普通の注意と読み方」の基準を採る一般的な判断基準のほかに、あるいは、この基準とともに採られる判断方法がある。それが、記事本文および見出しを「総合判断」する方法と、見出しだけを「独立判断」する方法の2つである。見出しの名誉毀損性は記事本文と併せて総合的に判断されるべきか、独立して判断されるべきか、を問題とするのである。<sup>16)</sup>

---

15) 浦田・前掲注(2)72頁参照。1992年の『「保険金殺人&疑惑」事件・その悪の系譜」事件判決【8】も「一般読者の普通の注意と読み方」を基準にして名誉毀損の成否を判断している。1977年の「琵琶湖汚染の報道番組“中止”、洗剤メーカー圧力」事件の控訴審判決【4】や1991年の「M、訴訟乱発18件目」事件判決【6】でも、「一般読者」という表現をしており、実質的に「一般読者の普通の注意と読み方」の基準を採用しているとみることができる。

16) 大石・前掲注(1)「新聞の『見出し』による名誉毀損」54頁。山田健太『法とジャーナリズム(第2版)』383頁(学陽書房、2010)では「見出しの名誉毀損性を独立に判断し得るか、見出しは多少刺激的であっても構わないか、などさらに継続検討が求められている」と述べる。

### ▽独立判断の方法を採った判決

見出しの名誉毀損性について、「独立判断」の方法を採るべきことを示唆した判例としては次のようなものがある。<sup>17)</sup>

まず、1970年の「手形センターに火炎ビン強盗」事件判決【4】（東京地判昭和45年3月4日判時614号62頁）がある。<sup>18)</sup> 本件は、東京・丸の内の大手銀行手形センターに火炎瓶とピストルをかざした男が押し入り、逮捕された事件で、読売新聞が記事本文にない言葉を見出しに使ったことが問題になった。記事本文は「『男は近よるな、本当にうつぞ』といいながらつかつかと広い金庫室に近づき、ビンを置いたが、火は消えていた。……同署で放火未遂、傷害の疑で調べている」としていたが、見出しには「手形センターに火炎ビン強盗」と記事本文にない「強盗」という表現が使われた。裁判所は、記事本文にない「強盗」という見出しをつけて報道したことが不法行為を構成するかどうかについて検討し、「被告新聞社取材記者が原告を逮捕取調べをした丸の内警察署も放火未遂傷害の疑で取調べをしておることを確知しており、一方原告が財物をも取得する意図ないし動機をもっていることを窺わせる事実はこれを掌握してはいないことを本件見出しを附した整理部員も認識していたものというべきであり、右整理部員において原告の行動を強盗と評価判断するについて他に資料があったものとは認められない本件においては、いわゆる強盗に該るものと判断評価することは、特別な法律知識を有しないものであっても、軽率というべきである」としたうえで、「本件記事に見出しとして強盗という表現を用いたことは、被告新聞社整理部員に過失があり、違法性は阻却されないものとしなければならない」と不法行為責任を認めた。<sup>19)</sup> 強盗という見出しは刑法上確立した意味内容を有する一義的なものであり、<sup>20)</sup> かつ強盗ではないのに強盗と報じることは社会的評価

17) 山田・前掲注(15)376頁では、「名誉毀損となる表現行為としては、記事や番組のほか、受け手に印象を強く与える効果がある、見出し、テレビのテロップ、放送の効果音が該当すると考えられる。見出しについては裁判所も記事本文とは別に、独立して名誉毀損が成立することを認めている（ロス疑惑報道事件）」としている。

18) 堀部政男「判批」マスコミ判例百選〔第2版〕75頁参照。

19) 警察が強盗の見込みをもって取り調べていただけであるにもかかわらず、「強盗3人組」という見出しで報道したことは名誉毀損に当たるとした京都地判昭和26年3月4日下民集2巻3号353頁参照。



を低下させたといいうることから解釈によって新聞社側を救済する余地はないとして見出しを独立して判断したと思われる。

1972年の「悪徳司法書士を逮捕」事件の控訴審判決【5】（仙台高判昭和47年3月27日判時678号50頁）は、青森県の地方紙が詐欺容疑で逮捕された司法書士X（後日、嫌疑不十分で不起訴処分）について、「悪徳司法書士逮捕 暴力団と組んで詐欺」という見出しを付けて報じたことから、名誉を毀損されたとして、損害賠償を求めた事件である。<sup>21)</sup>判決では、「見出し自体は、単なる客観的事実の掲載に止まらず、第一審原告〔以下、Xとする〕が悪徳な司法書士であるとの主観的価値判断を含むものであることが明らかであり、これと本文の記事と相俟つて読者に対し、Xが真実青森暴力団と組んで詐欺を敢行した悪徳司法書士と評価すべきであるとの強い印象を与えかねないものであることは明らかであり、その言辞いささか穏当を欠き興味本位に墮したものとそしりを免れない。ことに本件記事がXが逮捕された二日後に掲載されたものであることに鑑みるときは、前記見出部分は客観的事実の報道の限界を超えてXの人格的価値判断にまで言及したものとして、Xの名誉を毀損するものという外ない」と述べた。そして、本件見出しを付けた整理記者に免責要件としての「相当な理由」があったかどうかについて検討し、「整理部記者がA記者の取材送稿にかかる記事原稿の内容からXを悪徳なる司法書士なりと確信断定するに至ったことについては未だこれを首肯させるに足りる相当な理由があつたことを認めるに足る証拠はない。右送稿内容から『悪徳』という主観的価値判断を附加掲載するためには、さらに真実の把握に慎重を期すべきであり、記事の性質上その余裕を許さぬほど緊急を要するものであるとは考えられない。徒つて、整理部記者が送稿されてきた記事原稿の内容から悪徳司法書士と確信したとすれば、聊か軽率の譏りを免れず、いづれしても、かく信ずるにつき首肯し得べき相当の理由があつたとは認められない。そうすると、第一審被告〔新聞社〕は被用者

---

20) 前田雅英『刑法各論講義〔第2版〕』215頁（東京大学出版会、1995）では、「強盗とは、暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取し、または財産上不法の利益を得る（もしくは他人をしてこれを得させる）犯罪である」と定義している。

21) 堀部政男「判批」マスコミ判例百選〔第2版〕74頁参照。

たる整理部記者の過失によりXの被つた損害を賠償する義務がある」と判示した。このように本件判決では、見出しには名誉毀損が成立するとしたが、記事そのものについては真実と信ずるにつき「相当の理由」があったことを認めた。本判決は、見出しの名誉毀損性を判断するに当たり、記事本文とは独立して判断する方法を採ったと言える。

1977年の「琵琶湖汚染の報道番組“中止”、洗剤メーカー圧力」事件控訴審判決【6】（大阪高判昭和52年5月31日判時865号64頁）も、広い意味で「独立判断」の方法を採ったと理解することができる。本件は、スポンサーの圧力によってテレビ局が公害番組の放送を中止した、とする朝日新聞の見出しがテレビ局の名誉を毀損するとして謝罪広告の掲載を求めた事件である。本件判決は、「被控訴人〔新聞社〕は、見出しによって注意を喚起された読者は、本文前文を通読するのが通常であり、見出しが断定的であるがゆえに原判決説示のような印象をもつものは少ないはずである旨主張するけれども、仮に全文を通読したとしても、一般読者が見出しによる印象に引きずられ易いことは経験則上明らかであるし、また、特別関心のある事柄でないかぎり、見出しを一べつするのみで本文の通読を省略したり、本文は流し読む程度にとどめたりする新聞の読み方が読者の間で往々にして行われていることも公知の事実であるから、右控訴人の主張は採用できない」と判示した。そして、「本件記事が、見出しとの関連づけにおいて、すなわち、不相当な見出しがつけられたために、全体として控訴会社の名誉を毀損するものとなったというべきことは上來說示したとおりである」と述べ、新聞社側を敗訴させた。本件判決において、見出しの名誉毀損性があることを根拠として記事全体の名誉毀損性を認定するという判断の方法を採ったことは、広い意味で「独立して判断」したものであると言うこともできよう。

1978年の「空港乱射事件、黒幕に府立女子大教授」事件判決【7】（大阪高判昭和53年11月30日判タ394号73頁）では、「黒幕」という見出しが問題とされた。本件は、日本人ゲリラによるテリアビブ空港乱射事件の背後関係の捜査に関連して取調べを受けた大学教授Xが、警察発表を取材した読売新聞の「日本人ゲリラ事件、府立女子大教授が資金、国内組織の黒幕か」とする記事見出しによって名誉を毀損されたとして、2新聞社（もう1社は「空港乱射事件、黒

幕に府立女子大教授」という記事見出しを付けた) に対して損害賠償を求めた事件である。判決では、「本件各記事は、当時国際的な重大犯罪として世間の関心を集めていたテルアビブ空港での日本人ゲリラ乱射事件につき、第一審原告〔以下、Xとする〕が関係していることを報道するものであるから、右報道によつてXの名誉が毀損されることは明らかである」とした。そのうえで、「見出しにはXが同事件の『黒幕か』もしくは『黒幕』と表現され、社会面のトップ記事として大きく報道されているので右『黒幕』という言葉の意味について見るに」として、見出しの表現内容について国語辞典の意味から説き起こし、「本件のような犯罪に関連して……被告両新聞社が使用した『黒幕』という言葉は、朝日新聞が使用した『一役』、サンケイ新聞が使用した『関係』という言葉とは異なり、当事者の事件への介入度は全く相違し、主役者指導者という響きがあり、異質のものである。もつとも第一審被告大阪読売新聞社〔現・読売新聞大阪本社〕は見出しには『黒幕か』、本文中には『“黒幕的”存在』という疑問的な表現をしている。しかし黒幕が右のような意味を持つものである以上多数読者に正確な報道を伝えることを使命とする報道機関としては軽々に用いるべきでないのに、同被告が本件のような重大事件に関連して、他の連合赤軍関係事件よりも大きくトップ記事として報道している見出しに『黒幕か』、本文中に『“黒幕的”存在』という表現をあえて用いることは『黒幕』という断定的な表現をするのと異ならないものといえることができる。したがつてXが黒幕もしくは黒幕かとして報道されることは公務員であり大学教授であるXの名誉を毀損することが、大きいものといわなければならない」と述べた。本件判決については、見出しに焦点を当てて、その名誉毀損性を検討していることから、「独立判断」の方法を採ったものとして扱ったが、特に読売新聞の記事については記事本文の文言と比較するなど「総合判断」の方法を採ったとも理解する余地があることを付言しておきたい。

1991年の「M、訴訟乱発18件目」事件の判決【8】（東京地判平成3年1月14日判時1378号89頁）は、独立判断の方法によつたとみることが出来る。本件は、いわゆる「ロス疑惑」という銃撃事件で公判中の被告M（銃撃事件では無罪判決）が、民事訴訟の提起を取り上げた夕刊フジの記事によつて名誉を毀損されたとして、損害賠償を求めた事件である。判決では、「本件タイトルにある

『乱発』という言葉は、『多発』という言葉と異なり、『むやみに発すること』、『みだりに発すること』等の意味を有するものであり、その語義には当該行為を非難する要素が含まれる。そして、訴訟の提起は市民としての当然の権利であって、根拠もなく相手方をもっぱら困惑させる意図で提訴する等の特段の事情がない限り、これを非難することはできない。したがって、本件タイトルは、本件記事の内容に関係なく、それ自体で、一般読者に対し原告が根拠が乏しく非難されるような訴訟提起を行っていることを印象づけるものであって、原告の社会的評価の低下をもたらすものである」と判示した。また、被告新聞社側が「見出しの表現が多少誇張されても已むを得ない」と主張したことについては、「本文記事と背理し、見出し自体虚偽で、それだけで特定人の名誉を毀損する場合は別論であって、本件タイトルのように、原告の訴訟提起について乱発と評価できるような事実を認めるに足りない場合において、原告を非難する趣旨を含むと受け取られる『乱発』という見出しを掲げることは、たとえ誇張が許される見出しといえども許されるものではない」とした。本件判決については、判決文中に「本件記事の内容に関係なく」などの文言があることから、見出しの名誉毀損性の成否を判断するに当たり、明らかに「独立判断」の方法を採用したと思われる。

写真週刊誌の事案であるが、1992年の「『保険金殺人&疑惑』事件・その悪の系譜」事件判決【9】（東京高判平成4年11月24日判時1445号143頁）も、「独立判断」の方法を採用している。すなわち、本件判決では、「『フラッシュ』のような写真週刊誌は、一般大衆に読まれ、タイトル、見出し又は写真それ自体によって読後感が形成されやすいものであるから、記事全体を精読すれば別の意味にとられる場合でも、一般読者の普通の注意と読み方を基準にして、タイトル、見出しまたは写真それ自体による名誉毀損の成否が問題となるものというべき」と述べ、写真週刊誌では、その性質上、「見出し自体による名誉毀損」という判断基準を採用することを明確に示した。しかしながら、当該事案に関しては、「[本件の] タイトルや見出し自体にも『ロス疑惑』であるとか、『保険金殺人&疑惑』との有罪が確定していないことを示す文言が挿入されているのであるから、これを一読すれば、被控訴人が保険金殺人の犯人であることを断定的に記載したものでないことは容易に判読できる」として原告の訴えを斥けた。

比較的近時においては、宗教団体がサリン製造研究を継続しているかのような印象を与える見出しをつけた記事を日刊新聞に掲載されたとして損害賠償などを求めた事件で、2001年に下された控訴審判決【10】（東京高判平成13年4月11日判時1754号89頁）がある。<sup>22)</sup>本件は、ナイフ所持容疑で逮捕された教祖の長女が乗っていた車から化学理論に詳しい出家信者のメモ帳が押収され、そこにサリン研究をしていたかのような記述があったことから、毎日新聞が「サリン研究を継続」「オウム」「信者メモから判明」「知人には『簡単にできる』』という見出しで記事を掲載した事件である。判決は、記事全体が与える印象と、記事のリード部分および見出しが与える印象を分けて考察し、前者については、信者に関する記事であって宗教団体がサリン研究を継続し社会的評価を低下させる印象を与えるものではない、として名誉毀損を否定した。後者については、「本件記事は、見出し、リード部分及び本文で構成されているものであるところ、一般の読者の全員が、このすべてを読むとは限らず、見出しとリード部分のみあるいは見出しのみを読む一般読者も少なくないことは、公知の事実ということが出来る」という認識を示したうえで、「一般の読者の普通の注意と読み方によりこの見出し及びリード部分のみあるいは見出しのみを読んだ場合に、控訴人の社会的評価の低下をもたらす印象を一般読者に与えるものか否かについて検討する」として見出しの名誉毀損性を検討したのである。そのうえで、「本件記事の見出し部分は、……この見出しだけを読む読者に対して、控訴人〔宗教団体〕がサリン製造の研究を継続しているかのような印象を与えている点で、控訴人の社会的評価を低下させるものであったということが出来る」と判示し、<sup>23)</sup> 真实性、相当性の立証がないとして不法行為の成立を認めた。本判決は、記事

---

22) 和田真一「判批」判例評論518号2頁参照。

23) 本件の毀損された名誉の回復方法としては、「本件見出しの内容は、……具体的な事実関係を表現したものではない……。オウム真理教の動静に対する国民の関心の深さがすれば、本件記事においては、むしろリード部分あるいは本文を読む読者が多かったものと考えられる……。そうすると、このような新聞の見出しの性質、本件見出しの表現内容、本件記事に対する読者の関心の高さ等の事情によれば、本件記事の見出し部分のみを読んだ読者についてもたらされる控訴人の社会的評価の低下については、これが深刻な程度にまで至っていると考えerことは困難というべきである」と述べ、「控訴人のこの社会的評価の低下を回復する方法としては、損害賠償に代えて、……本件記事の訂正記

全体と見出しを分けて名誉毀損の成否を検討し、記事全体を読めば社会的評価が低下したとはいえない場合でも、見出しのみを読んだときに社会的評価が低下していれば見出しだけで独立して名誉毀損が認められるとするものであり、当該事案の解決に妥当な判断と言えよう。

また、「アル・カイダ幹部新潟潜伏」などの見出しによって国際テロ組織と関連があるかのように報道され、名誉を毀損されたとしてバングラデシュ人の会社社長が読売新聞社に対して損害賠償などを求めた事件で、2008年の東京高裁判決【11】（東京高判平成20年7月10日判例集未登載）は、一般読者の多くは見出しやリード文と関連づけて本文を読むとは限らないなどとして、「独立判断」の方法を採ったとみられる。本件判決では、まず、「一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである」と名誉毀損性の一般的判断基準を示したうえで、「一般の読者が当該記事を精読した上で厳密な文理解釈の下に当該記事の内容を理解することを前提として、上記判断をすることは相当でない」とし、「これを本件についてみると、一般の読者が、前記のような見出し及びリード文の内容から受ける印象の影響を受けることなく、本文を熟読した上で、その中から……純然たる客観的事実のみを摘出し、当該事実のみが報道の対象となったものと理解することを期待することはおよそ困難であるというべきである。かえって、一般の読者としては、見出し、リード文及び本文に摘示された具体的事実をそれぞれ関連づけて、当該記事の内容を総合的に理解しようとするのが通常であるといえる。また、一般の読者が本文を必ず精読するとは限らず、むしろ読者の中には、目につきやすい見出しやリード文の内容を一応把握した上で、本文についてはそれ程の注意力を払わずに読み流してしまう者も少なくないと考えられる。したがって、本件のように記事の中に、警察当局の捜査活動の状況、警察当局の見解及び情報の存在に関する事実が含まれている場合には、一般の読者の多くは、見出しやリード文と関連づけて本文を読み、かつ、その際に必ずしも精読するとは限らないから、捜査活動の前提となっている容疑事実そのもの、警察当局の見解そのもの及び情報の内容そのものをそれぞれ事実として理解してしまう蓋然性が極めて高いと考えられる」と判示

---

事を掲載させることが最も適切かつ有効なものというべき」と結論づけた。

した。

### ▽総合判断の方法を採った判決

記事本文と見出しを総合的に判断する方法を採るとみられる判例としては、1954年の「真実を語る青年を拳銃で脅迫」事件の控訴審判決【12】（広島高判昭和29年10月14日高裁民集7巻11号885頁）<sup>24)</sup>がある。この事件は、広島市議の不正について青年が真実の証言をしたため同市議から職を奪われ脅迫されたことが地検の捜査で明るみに出たとして中国新聞が報道したことに対し、市議が慰謝料などを求めて提訴したものである。判決では、「本文の談話は『よけいなことをしゃべるとピストルでバラスぞ』とあるからこれを『拳銃で脅迫』という見出しは言葉が省略された結果誤解される場合も考えられるが、只見出し、前文は簡略且端的に内容を表示し読者の注意を喚起し本文を読まんとする意図を有する性質上多少表現が誇張されることは蓋しやむをえないところで、本文記事と背理し、前文、見出し自体は虚偽でそれだけで特定人の名誉を毀損する場合は別論であるが、本件では本文と特に相違しているとは認められないから前記本文の場合と同様被控訴人側に過失の責めを問うわけにいかない」と述べ、「本文と特に相違している〔かどうか〕」などに着目して「総合判断」の方法を採り、新聞社側の不法行為を否定した。本件では、見出しだけを見れば不正確のようにも思われるが、『拳銃で脅迫』という見出しは一義的とは言えず、公職にある者の犯罪性を帯びた行為を報道することの重要性に鑑みて、マス・メディアを救済する方向で柔軟な解釈を示したものと理解しうる。

山林売買をめぐる詐欺事件に絡み、「五人組が名演技、他人の山見せカモる」などとする見出しで報じられたとして、逮捕された者の1人が地元新聞社などを相手取り、損害賠償を求めて訴えた事件で、1983年の岐阜地裁判決【13】（岐阜地判昭和58年5月11日判時1094号96頁）は、「総合判断」の方法を用いることを鮮明にした。すなわち、判決は、「新聞記事の内容が人の名誉を毀損する意味のものであるか否かは一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべき」としたうえで、「一般に新聞記事の見出しは簡略かつ端的に内容を表示して

---

24) 堀部政男「判批」マスコミ判例百選〔第2版〕77頁参照。

読者の注意を喚起し、本文を読ませんとする意図を有するものであって、それに注意を喚起された読者は本文をその冒頭部分だけでなく末尾まで読了することが通常の読み方であることからすれば、見出しなしこれに準ずる冒頭記事の表現ないし内容が、本文記事の内容から著しく逸脱しているなど、それ自体別個独立の記事とみざるを得ないような場合でない限り、記事全体によってその趣旨を判断すべきであって、原告主張のように本件記事のなかから見出し又は本文の一部をことさらに取出して個別に判断するのは相当でない」と判示したのである。見出しなどの趣旨については、「記事全体によって」判断すべきであるとした、表現の自由を重視する判決と言えよう。

先述した1993年の「県議、組長と“灰色交際”」事件判決【2】（神戸地判平成5年1月26日判タ827号243頁）では、明らかに「総合判断」の方法を採っている。本件は、毎日新聞が「県議、組長と“灰色交際”」「神戸区画整理事業めぐり」の見出しを付けた記事を掲載したことから、兵庫県議が名誉を毀損されたとして、謝罪広告の掲載を求めた事件である。判決では、本稿の「一般読者の普通の注意と読み方」の基準についての記述と重複するが、「一般的に、新聞記事による名誉棄損の成否を判断するに当たっては、本文のほか、見出し等の内容及びそれらの配置等を総合的に勘案し、一般読者の普通の注意と読み方を基準とした場合に、当該記事から受ける印象によって名誉を棄損されたか否かを総合的に判断すべきである」と述べた。しかしながら、本件の記事見出しについて、「白抜きゴシック凸版見出しによる表示で、本文の活字よりも大幅に大きな文字を使用したものであり、これを一般読者の普通の注意を以て読むと、原告と暴力団組長との間に不明朗な交際があるとの極めて強い印象を与えるものといわざるを得ず、また本件記事の本文と併せて読んでも、前記のようなK不動産参入にかかるいきさつが付合いのある暴力団組長Mと組んだうえでの不明朗なものであるとの印象を払拭できないと解される」とした。「結局、本件見出しは、原告の弁明を含む本件記事本文を併せ読んだとしても、多大な誤解を与えかねないものであり、日刊新聞の見出しが、一般公衆の耳目を引くために多少の誇張的ないし刺激的表現が許されることを考慮しても、その相当性の範囲を逸脱したものと解せざるを得ない。したがって、右不適當な見出しを付けた限度で、本件記事の違法性は阻却されず、本件記事に本件見出しを付し、これ



を頒布した被告の従業員に過失があったものといえる」と結論づけた。この判決は、たとえ「総合判断」の方法を採ったとしても、見出しの名誉毀損性を認定せざるを得ないものがあることを示し、また、「総合判断」の方法が実効性を有していることを示したと言える。

茨城県知事選投票日の前日に知事選の候補者が水戸市長時代に関与した事業に関連して不正行為があったとも受け取れる見出しは名誉を毀損するものである、として日本経済新聞を相手取り謝罪文掲載などを請求した「窮状打破へ贈賄？」事件で、1995年に下された地裁判決【14】（水戸地判平成7年9月27日判時1573号107頁）でも、「総合判断」の方法を用いた<sup>25)</sup>。すなわち、本件判決では、「的確性や妥当性を欠く見出しについて名誉毀損の成否を論ずる場合には、……見出しの性質から生ずる制約や元来見出しは記事本文と一体をなすものであることを考慮すれば、見出しが記事本文の内容と明らかに背理するなどの特段の事情がない限り、見出しのみでなく、記事のリード部分や本文も一体として検討したうえ、これを判断すべき」と判示している<sup>26)</sup>。本件でも、見出しだけを見れば不正確のようにも思われるが、当該事案を解決するうえで妥当な判断と評価できよう。

この「窮状打破へ贈賄？」事件における1997年の控訴審判決【15】（東京高判平成9年1月29日判時1597号71頁）でも、同様の判断を示した。「見出しだけを読んで報道内容を理解する読み方は一般の読者の通常の読み方ということではない」としたうえで、「本件記事の本文を一読すれば、……見出しが要約するところは……容易に理解することができる。そうすると、本件記事の見出しは、……それだけでは他の意味に理解することが不可能ではないという点で不用意、不適切であるという評価を免れないところではあるが、そのような読み

---

25) 大石・前掲注(1)「新聞の『見出し』による名誉毀損」51頁参照。

26) ただし、本判決は名誉毀損性について通常の時期においては総合的に判断されるべきとしているが、選挙運動期間中においては「それが立候補者の政治的、社会的評価にかかわる事実に触れるところがあったならば、通常の場合とは異なり、それ自体独立して評価の対象となる」とし、「見出しの表現のみによって、名誉毀損の成否を判断すべく、リード部分や記事本文の記述によって免責されることはない」と判示していることに注意する必要がある。

方は未だ一般読者の通常理解の仕方とまで認めることができず、本件記事本文の意味内容と齟齬しこれを逸脱するものともいい難い」と判示した。

週刊新潮の特集記事の「東京都税金Gメンが逆に怒鳴られた『二千三百億』滞納者」との見出しで名誉を毀損された、などと著名な会社社長が同誌の発行元出版社を訴えた事件で、1996年の東京地裁判決【16】（東京地判平成8年2月29日判タ915号190頁）は、週刊誌見出しの名誉毀損性について、「総合判断」の方法を採った。判決は、「本件見出し自体では、具体的に誰が税金Gメンを怒鳴ったかは不明であり、一般読者は、見出しに続く記事本文を見て内容を理解するのが通常の読み方であるといえるから、本件記事中の本件見出し及び本件写真のみをことさら取り出して名誉毀損の成否を判断するのは相当ではなく、本件記事全体からその趣旨を判断するべきである」とし、「本件見出しを記事本文と併せて読めば、本件見出しは、……原告の社会的評価を低下させるものと認めることはできない」と判示した。

元建設大臣の国会議員が朝日新聞の報道によって名誉を毀損されたとして損害賠償などを求めた事件で、1997年の東京地裁判決【17】（東京地判平成9年4月28日判時1629号93頁）は、「総合判断」の方法を用いた。すなわち、「新聞記事による名誉毀損の成否は、一般の読者の通常注意と読み方を基準として、これによって一般読者が当該新聞記事から受ける印象及び認識に従って判断するのが相当である。その場合には、新聞記事のうちの見出し及び特定の記述（リード文など）のみを独立して取り上げてその部分のみを評価の対象とするのではなく、見出し、リード文及び本文などの記事全体を読み、それから受けた印象及び認識に従って名誉毀損の成否を判断するのが基本とすべきである」とした。もっとも、「見出し又は特定の記述が記事全体の趣旨に背理したり、又はこれと何ら関連性がない内容である場合、記事全体の趣旨と関連性はあっても、その表現が過度に誇張・脚色的で、これによって一般の読者に誤った印象を与えるような不適切な表現である場合には、例外的に、見出しあるいは特定の記述のみを独立して取り上げ、それ自体を判断の対象とすることができる」と付け加えた。

福岡県内の相撲愛好者団体の元幹部が、朝日新聞の報道によって名誉を毀損されたとして、慰謝料などを求めた事件で、1999年の福岡高裁判決【18】（福岡

高判平成11年7月16日判例集未登載)も、「総合判断」の方法を採ったとみられる。本件は、元幹部が辞めた後、「博多のタニマチ衆 土俵下で内紛 古参事務局長を解任『会計など運営ずさん』」との見出しの記事を朝日新聞が掲載した。判決では、見出しやリードは本文の内容を簡潔に要約して読者に本文を読ませるためのもので、その記述だけで名誉毀損の成否を判断するのは相当ではない、と指摘したうえで、名誉毀損性は記事全体から判断するのが相当として、報道内容を検討した。そして、記事本文には「解任」との表現はなく、辞めるまでの経過や元幹部の反論など記事全体をとらえ、双方の言い分を同程度に紹介しており、読者に運営のずさんさがあったとの認識は与えない、と述べた。結局、名誉毀損を認めた1審判決を取消し、元幹部側逆転敗訴の判決を言い渡した。<sup>27)</sup>

毎日新聞前社長の監禁事件を報じた週刊新潮の記事によって名誉を毀損されたとして、同社などが損害賠償などを求めた事件で、2006年の東京地裁判決【19】(東京地判平成18年1月18日判時1946号55頁)は、「総合判断」の方法を採った。<sup>28)</sup>「週刊誌等出版物に掲載されている記事による名誉毀損の成否は、一般の読者の通常の注意と読み方を基準として、これによって一般読者が当該記事から受ける印象及び認識に従って判断するのが相当である」と最高裁判例を引用したうえで、「その場合には、記事のうち見出し等の特定の部分の記述のみを独立して取り上げ、その部分のみを評価の対象とするのではなく、当該記事全体を読み、それから受ける印象及び認識が原告の社会的評価を低下させる事実かを判断するのが相当である」とした。そして、「本件見出しは、これを本件記事の本文と併せ読んだときに原告らの社会的評価を低下させるものということとはできない」と名誉毀損性を否定した。

会社役員が社員に対してセクハラ行為をしたなどとする記事を夕刊フジに掲載されたことから名誉を毀損されたとして損害賠償などを求めた事件で、2007年の東京地裁判決【20】(東京地判平成19年12月5日判時2003号62頁)は、「総合判断」の方法を用いた。「一般に、新聞記事の見出しは、読者に対し、本文記事の内容を推知させ、読むべき本文記事の選別に資するものといえることができ

---

27) 読売新聞1999年7月17日付〔西部本社版〕など。

28) 大石・前掲注(1)「中吊り広告における侮辱的表現」35頁参照。

るところ、読者は、見出しのみならず本文記事を全体として通読するのが通常である。したがって、新聞記事の名誉毀損性を判断するに当たっては、原則として、見出しのみならず記事本文等、記事全体から受ける印象をもって判断すべきである」とした。

家電量販店大手Xが毎日新聞の記事などによって名誉を毀損されたとして、損害賠償などを求めた事件で、2008年の東京地裁判決【21】（東京地判平成20年9月12日判例集未掲載）は、「総合判断」に立って検討した。<sup>29)</sup> 本件は、毎日新聞が「X 不要家電1600台横流し 収集委託先 中古業者に」という見出しを付けて報道したことについて、X側が「本件新聞記事は、あたかも原告が主体となって、組織的に、不要家電の横流し、すなわち、不要家電を不正に他に転売して利益を得るという違法行為を行ったかのような印象を一般読者に与えた」などと主張した。判決では、「一般の読者の通常の注意と読み方」を基準とするという最高裁判例を引用したうえで、「一般読者は、新聞報道について、必ずしも精読をするとは限らないものの、新聞記事においては、見出しは本文の内容を要約したものとして本文と同一の紙面上に掲載されるのであって、読者において別段の努力を要せずに本文を読むことができるのだから、見出しのみを読んで報道内容を理解するのが通常の読み方であるということもできない。したがって、見出しのみを読むことが一般的であるとする特段の事情がない限り、記事のうちの見出し等の特定の部分のみを独立して取り上げてその部分のみを評価の対象とすべきではなく、リード部分や本文を含む記事全体から得られる印象を評価の対象にすべきと解される」とした。そして、リード部分や本文を詳細に検討したうえで、本件記事見出しについて、「原告自らが主体となって本件横流しやリサイクル料金の着服を行ったことを報じたものとは認められない」などとして原告側の主張を斥けた。

「幸福の科学の『集団抗議』に怯える小学校！」と見出しの付いた週刊新潮の記事によって名誉を毀損されたとして、宗教法人・幸福の科学が同誌の発行元出版社を相手取り、損害賠償を求めた事件で、2008年の東京地裁判決【22】（東

---

29) 山田隆司「見出しと名誉毀損」法セミ674号52頁、山田健太「ネットニュースの見出しによる名誉毀損事例」コピライト574号52頁参照。

京地判平成20年10月1日判時2022号58頁)は、「総合判断」の方法を採った。すなわち、記事見出しについて、「本件記事を読む一般の読者が本件見出しのみを読んで本件記事のリード部分や本文を全く読まなかったり、あるいは、本件記事の本文の途中に掲載されている本件記載のみを取り出して読んだりすることは通常考えられないのであるから、本件週刊誌の発売が原告の社会的評価を低下させたといえるか否かについては、本件見出しと本件記載の内容のみから判断するのは相当でなく、これらの本件記事全体における位置付けや前後の文脈等を総合的に考慮して判断するのが相当である<sup>30)</sup>」とした。

### ▽諸裁判例の分析

戦後の下級審裁判例では、見出しと記事本文との連動性を原則として承認しつつも、全般的に見て、見出しの名誉毀損性を「独立して判断」する(あるいは、見出しの名誉毀損性を根拠として記事全体の名誉毀損性を認定する)傾向が顕著である、という見解が1997年の論考(以下「1997年論考」と呼ぶ)において示されている<sup>31)</sup>。つまり、この論考では、「独立判断<sup>32)</sup>」の傾向が顕著である、と指摘しているのである。

たしかに、この1997年論考で示された通り、1970年の【4】判決においては、明らかに「独立判断」の方法が用いられている。また、1972年の【5】判決、1977年の【6】判決も「独立判断」の方法が採られているようにも思われる。さらに、1978年の【7】判決において「黒幕」、1991年の【8】判決において「乱発」といったように、見出しに不穏当な用語が用いられている場合に、そのこと自体に名誉毀損性を認めていることを強調して「独立判断」の方法に立つ傾向があるという見方が可能である。このほか、1992年の【9】判決などにおい

---

30) 広告見出しについては、後掲の通り異なる判断を示した。

31) 大石・前掲注(1)「新聞の『見出し』による名誉毀損」54頁。大石・前掲注(1)「中吊り広告における侮辱的表現」43頁でも同様の記述がある。

32) 1997年論考の括弧書きの中(「あるいは、見出しの名誉毀損性を根拠として記事全体の名誉毀損性を認定する」という部分)も、見出しの名誉毀損性を「独立して判断」した上で記事全体の名誉毀損性を認定するものであるから、本稿では「独立判断」に含めて扱うことにする。

ても、「独立判断」の方法が用いられていると解することができる。このように、1997年論考が公表された時点においては、「独立判断」の方法が採られているとみられる判決が少なくとも8つあり、一定程度、「独立判断」の方法を用いる「傾向が顕著」であったと理解することもできる。

しかしながら、これまで本稿で概観してきたように、2013年時点においては、同様に理解することは容易ではない。「独立判断」の方法が用いられたのは、1997年論考以降では、2判決に過ぎない。これに対して、1997年論考までに「総合判断」の方法が採られた判決は、1954年の【12】判決、1995年の【14】判決など、少なくとも4つであったが、1997年論考の後には、確認できたものだけでも【15】判決から後述する【26】判決まで少なくとも12つある。こうしたことから、見出しの名誉毀損性の成否を判断するに当たっては、かつての「独立判断」の方法を採る傾向が弱まり、代わって、少なくとも近時の裁判例においては、「総合判断」の方法に立つ傾向が強くなりつつある、という見方をすることができるのではないかと思われる。<sup>33)</sup>

そもそも、情報化が進み、時間的に忙しい現代において、見出しのみを拾い読みする「見出し読者」が少なからずいることは否定できない。見出しは、記事本文と異なり、それ自体完結したものでなければならない、とされていることも事実である。すなわち、記事本文を読まなくても、誰が（あるいは何が）どうした、というニュースのポイントを読者に理解させるように付けなければならない、とされている。

とは言え、見出しは記事のような文章ではないから、字数に強い制約がある。文章では正確性を期すため丁寧な表現をすることで数行増えても許容されうるが、見出しは1、2文字増えただけでそのスペースに入らず、再考を迫られる。

---

33) しかしながら、ここで示した裁判例は、筆者が確認しえたものだけに過ぎず、網羅的、統計的なデータとは言えない。とは言え、少なくとも「傾向」程度を示すことはできると考える。

日本新聞協会研究所編『新・法と新聞』112頁（日本新聞協会、1990）では、見出しをめぐる訴訟を極めて概括的にみれば「見出しとその前提になる事実がワンセットになって、名誉棄損の成否の判断が加えられている、といえる」と、総合判断の方法に近い立場に立って分析している。

前述した2001年の東京高裁判決【10】でも、「新聞の見出しは、読者をして当該記事を読もうとする動機付けを行って誘引するための記事の表題ではあるものの、限られた字数に要約することからして、本文の内容を常に正確に表現することは困難であって、ある程度の省略、誇張が含まれることもやむを得ないものというべきであり、読者の側においても、見出しがこのような性質を有することを了解した上でこれを読むのが通常であると考えられる」としている。この点、1995年の水戸地裁判決【14】も「見出しの性質から生ずる制約や元来見出しは記事本文と一体をなすものであることを考慮すれば、見出しが記事本文の内容と明らかに背理するなどの特段の事情がない限り、見出しのみでなく、記事のリード部分や本文も一体として検討したうえ、これを判断すべき」と判示した。

また、1983年の岐阜地裁判決【13】が指摘するように「一般に新聞記事の見出しは簡略かつ端的に内容を表示して読者の注意を喚起し、本文を読ませんとする意図を有するものであって、それに注意を喚起された読者は本文をその冒頭部分だけでなく末尾まで読了することが通常の読み方である」（2007年の東京地裁判決【20】も「読者は、見出しのみならず本文記事を全体として通読するのが通常である」とし、2008年の東京地裁判決【22】は「本件記事を読む一般の読者が本件見出しのみを読んで本件記事のリード部分や本文を全く読まなかったり……するということは通常考えられない」とする）とまでは必ずしも言えないようにも思われるが、「見出しないしこれに準ずる冒頭記事の表現ないし内容が、本文記事の内容から著しく逸脱しているなど、それ自体別個独立の記事とみざるを得ないような場合でない限り、記事全体によってその趣旨を判断すべき」としたのは首肯することができる。まさに、この【13】判決が言うように、「本件記事のなかから見出し又は本文の一部をことさらに取出して個別に判断するのは相当でない」と思われるのである。

なぜ、見出しを記事本文と併せて評価すべきかを一步深く検討すると、それは、2008年の東京地裁判決【21】が指摘するように、「新聞記事においては、見出しは本文の内容を要約したのものとして本文と同一の紙面上に掲載されるのであって、読者において別段の努力を要せずに本文を読むことができる」ことに帰着するように考えられる。新聞において見出しは、「〔記事〕本文と同一の紙面上

に掲載」されるという性質を持っているのである。いわば「一覧性」が存在すると言うことができ、こうした「一覧性」が存在する場合は当該見出しから記事本文へのアクセスが容易であるという特徴を有する。したがって、「見出し読者」がいることは否定できないとしても、それは「一般的である」とすることもできないから、見出しだけを独立して取り上げて評価の対象とすべきではなく、見出しは記事本文と併せて評価すべきである<sup>34)</sup>と思われるのである。

以上みたように、見出しが記事本文の趣旨に即している場合には、原則として、記事本文と合わせて総合的に判断し、見出しは独自に名誉毀損を構成しない方向で考えるべきであるように思われる。一方、見出しが記事本文の趣旨に背理している場合には、例外的に記事本文とは独立して判断され、見出しが単独で名誉毀損を構成すると考えることもできる。このように考えることで、整理記者は記事本文の趣旨に即して見出しを付けたならば、見出しが単独で名誉毀損とならないと予測することができる。このことは、見出しの正確性の要請を重視することにつながるから、見出しの魅力性の要請が行き過ぎることを抑え、人格権に配慮した見出しを付ける基準になると解される。

### 三 新聞広告および電車中吊り広告におけるニュース見出しによる名誉毀損

前章においては、日刊新聞および週刊誌の記事見出しの名誉毀損性の成否について検討してきたが、本章では、週刊誌の新聞広告および電車中吊り広告におけるニュース見出しに焦点を当てることにする。これらの見出しは、数百万人あるいは数千万人もの人々が目にする可能性があり、それが名誉毀損となると、その侵害の度合いは計り知れないほど大きい。こうした甚大な影響が考えられるにもかかわらず、これまで名誉毀損の「被害者」が訴訟において問題に

---

34) 清水英夫『言論法研究2 — マス・メディアの法と倫理』262頁(学陽書房、1987)では、見出しは本文への導入部としての役割を持ち、それによって注意を喚起された読者はそのまま本文を読了するのが普通とされるから、見出しの名誉毀損性は本文との著しい不一致など特段の事情がない限り、独立にはなく、本文の一環として考察されることになる、としている。



することがほとんどなかったため（あるいは学説で注目されることがなかったため）、裁判所の判断が示されたことはなかったように思われる。長い間、そうした状況にあったが、近年、実際の訴訟で主張され、判決において裁判所の見解が相次ぎ出された。その諸判決を見ていくことにする。

まず、第3章において、記事見出しの名誉毀損性で「総合判断」の方法に基づく説示をしたと取り上げた「東京都税金Gメンが逆に怒鳴られた『二千三百億』滞納者」事件の1996年東京地裁判決【16】（東京地判平成8年2月29日判タ915号190頁）である。この判決では、広告見出しに関して、記事見出しとは異なる判断を示した。すなわち、判決では、「本件広告は、本件見出しと原告ら三名の顔写真のみから成り立っている一つの文書である。そして、本件広告の読者が必ずしも本件週刊誌を購入するなどして本件記事を読むとは限らないことからすれば、先に本件記事中の本件見出し及び本件写真による名誉毀損の成否について判断したように、本件記事の本文と併せてその趣旨を判断することはできず、本件広告のみで名誉毀損の成否の判断をしなければならない」と述べ、広告見出しに関しては「独立判断」の方法を採ることを明らかにした。その上で、「本件広告は、本来本件週刊誌の宣伝のためのものであって、それを見聞した者に本件週刊誌を購入してもらおうとの意図のもとに掲載されたものである。そして、この種の週刊誌の広告が、読者の購買意欲をそそるため、しばしばある程度の誇張や曖昧な表現をもってなされるものと、一般的に認識されているところからすれば、広告の見出しや写真のみを見て事実の有無を断定的に判断することはむしろ少ないと考えられる」とした。そして、「一般読者の通常の注意と読み方を基準としても、このような週刊誌の広告の性質等も考慮に入れると、本件広告の意味内容が原告主張のとおりに一義的であるとは必ずしもいえず、本件広告が原告について前記のような印象を与えるからといって、いまだ原告の社会的評価を低下させるものとまでは認めることができない」と結論づけた。

また、毎日新聞前社長の監禁事件を報じた週刊新潮の記事によって名誉を毀損されたとして、同社などが損害賠償などを求めた事件で、2006年の東京地裁判決【19】（東京地判平成18年1月18日判時1946号55頁）は、前事件判決と同様に、週刊誌の広告見出しに関して、週刊誌の記事見出しとは異なる判断を示

した。すなわち、本件判決では、「本文記事と切り離して本件見出しのみで原告らの社会的評価を低下させる場合には、本件広告による原告らの名誉毀損が独自に成立する可能性がある」として、本件週刊誌の広告見出しを単独で検討したのである。そして、「確かに、本件見出しの表現が極めて簡潔であることにより、それだけ多義的な解釈を許す余地があることは否定できず、これを見た者が、原告らの社会的評価を低下させるような印象を受ける可能性を完全に否定することはできないともいい得る。しかし、雑誌の広告に記載された見出しは、当該記事の内容を一目で理解するようにし、当該記事に対する一般公衆の関心を惹いて雑誌の購買意欲を高めようとするものであって、当該記事の内容を正確に要約しようとするれば必然的に冗長になって一覧性を害することになることから、記事の内容に関する読者の理解を誤導しない範囲内である程度の省略、誇張をすることはやむを得ないところであり、読者においても、見出しや広告がこのような性質を有することを了解して読むのが通常であると考えられる。そうすると、本件見出しが多義的に解釈される余地があり原告らの社会的評価を低下させるような印象をもって読まれる可能性を完全に否定することができないからといって、一般の読者の通常の注意と読み方を基準として本件記事から受ける印象及び認識が原告らの社会的評価を低下させるものであるということとはできない」と判示した。<sup>35)</sup>

この毎日新聞前社長監禁報道をめぐる事件で、2006年の控訴審判決【23】（東京高判平成18年10月18日判時1946号48頁）でも、週刊誌の広告見出しと週刊誌の記事見出しを切り離し、週刊誌の広告見出しについて「独立判断」の方法を用いて検討した。まず、週刊誌の記事見出しについて、「確かに、本件見出しは、読者を記事に惹きつけようとするあまり、記事自体の要約を踏み越えた誇張表現により、読者に誤解を与えかねないものを含んでいることは否めないが、本件見出しは、本件記事と一体として読まれるのが通常であることを考えれば、それ自体として控訴人〔以下、Xとする〕らの社会的評価を低下させるものであるとまではいえない」として、その名誉毀損性を否定した。これに対して、週刊誌の広告見出しについては、「雑誌の広告に記載される見出しや吊り広告等

---

35) 大石・前掲注（1）「中吊り広告における侮辱的表現」35頁以下。

の見出し（キャッチコピー）は、当該記事の内容を一目で理解するようにし、当該記事に対する一般公衆の関心をひいて雑誌の購買意欲を高めようとするものであるから、記事の内容に関する読者の理解を誤導しない範囲内である程度言葉の省略（簡潔表現）や、やゆを含む誇張表現をすることはその性質上やむを得ないものとして許容されるべきである。また、それらの広告文言が多義的にとらえ得るものであったとしても、広告を見る者は、広告がこのような性質を有することを了解して見るのが通常であると考えられるから、社会通念上相当な範囲内においては許容されるものと解される。しかし、上記省略や誇張は、社会通念上相当な範囲内においてなされる場合に限り適法になるものであって、これを逸脱する場合には、名誉毀損行為として違法性を帯びる」とした。そのうえで、「本件広告を見るだけで本件記事を読まない者（記事を読む者に比べて、格段に多いことは公知の事実である。）の中には、キャッチコピーにかかる上記性質を知っていたとしても、なお、Xがかかる嗜好を有するものであるとの印象ないし疑惑をそのまま残す者も生じるとみるべきであって、Xについての社会的評価が低下する状態が続くことになる。以上によれば、本件広告中『ホモ写真』と表現した部分については、Xに対する名誉毀損行為が成立する」と述べた。さらに、「本件広告については、これを見る者の圧倒的な多数は、本件記事を読むことはないのであって、本件記事を併せ読むことによる誤解の解消が期待しがたいのであってみれば、本件広告によるXの社会的評価の低下は避けがたいというべきである」と結論づけた。

さらに、宗教法人・幸福の科学が週刊新潮の発行元出版社を相手取り、損害賠償を求めた事件で、2008年の東京地裁判決【22】（東京地判平成20年10月1日判時2022号58頁）も、週刊誌の広告見出しと記事見出しを切り離し、「独立判断」と「総合判断」の2つの方法を組み合わせる枠組みを採った。すなわち、判決では、記事見出しの名誉毀損性で「総合判断」を用いた説示をしたが、広告見出しに関しては記事見出しとは異なる判断を示した。東京地裁は、まず、週刊誌の広告見出しについて論じ、「原告は、本件見出しが本件週刊誌の広告に掲載され、本件週刊誌が発売されたことによって、原告の社会的評価が甚だしく低下させられたと主張するところ、本件週刊誌の広告においては、本件見出しのみが掲載されており、当該広告を読んだ者すべてが本件週刊誌を購入して

本件記事を読むとは限らないのであるから、本件週刊誌の広告が原告の社会的評価を低下させたといえるか否かについては、本件見出しの内容のみから判断するのが相当である」として「独立判断」の方法を採った。つづいて、地裁は、週刊誌本体の記事見出しについて論じた。すなわち、「これに対し、本件記事を読む一般の読者が本件見出しのみを読んで本件記事のリード部分や本文を全く読まなかったり、あるいは、本件記事の本文の途中に掲載されている本件記載のみを取り出して読んだりするということは通常考えられないのであるから、本件週刊誌の発売が原告の社会的評価を低下させたといえるか否かについては、本件見出しと本件記載の内容のみから判断するのは相当でなく、これらの本件記事全体における位置付けや前後の文脈等を総合的に考慮して判断するのが相当である」と判示し、「総合判断」の方法を採る旨を明らかにしたのである。

著名な陸上選手Xが、『詐欺の片棒を担いだ』と告訴されるX」という見出しの週刊新潮の記事によって名誉を毀損されたとして、損害賠償などを求めた事件で、2009年の東京地裁判決【24】（東京地判平成21年4月15日判タ1303号180頁）も、週刊誌の広告見出しに関して、記事見出しとは異なる判断を示した。すなわち、判決では、「雑誌の記事の意味内容が人の社会的評価を低下させるかどうかについては一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものである。また本件各記事部分は本件記事の一部であるから本件各記事部分によって摘示された事実が何かは本件記事全体との関連において解釈するのが相当である」とした。そのうえで、「週刊誌の記事については読者は見出しと本文を一体のものとして読むのが通常でありまた雑誌目次見出しについても雑誌目次を見た者の多くはその記事内容にも関心を持って記事を読むものと想定されるのであって週刊誌の見出しのみ雑誌目次のみを記事本文と切り離して読むのが通常であるとはいえない。そうすると本件記事見出し及び本件雑誌目次見出しについては本件各記事部分と一体のものとして本件記事全体における位置付けや前後の文脈等を総合的に考慮して名誉毀損に当たるかどうかを判断すべきであり本件記事見出しや本件雑誌目次見出しを本件記事本文と切り離してその内容のみから名誉毀損該当性を判断するのは相当でない」として「総合判断」の方法を採ることを示した。

他方、この東京地裁判決では、「電車の中吊り広告や新聞に掲載された広告

における見出しは当該広告を読んだ者すべてが当該雑誌の記事を読むのではなくそのうちの一部の者が雑誌を購入するなどして当該記事を読むにとどまるのは公知の事実である。そうすると電車内の中吊り広告や新聞広告の見出しが人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは雑誌記事本文と切り離して専ら当該見出しの内容だけで判断するのが相当である」として「独立判断」の方法に立つことを明らかにした。

以上の諸裁判例を概観すると、新聞広告および電車中吊り広告におけるニュース見出しによる名誉毀損については、記事見出しの名誉毀損とは異なり、「独立判断」の方法を採る傾向が明らかであるといえることができる。つまり、近時の下級審においては、記事見出しの名誉毀損性について「総合判断」の方法を採り、新聞広告および電車中吊り広告における見出しによる名誉毀損については「独立判断」の方法を採る「使い分け」の手法が定着しつつあるように思われる。

これは、「一覽性」の有無で判断方法を使い分けられているように考えられる<sup>36)</sup>。すなわち、記事見出しは、日刊新聞においても、週刊誌においても、記事本文と同じページ、あるいはすぐ近くのページにあり、記事見出しと記事本文の「一覽性」が取れていることから、両者を総合的に判断する蓋然性が高いと受け取ることができるのである。これに対して、週刊誌の新聞広告および電車中吊り広告における見出しは、記事本文と「一覽性」が取れていないとは言えない。週刊誌の広告見出しを読んだすぐ直後に、当該週刊誌記事にアクセスする可能性が、週刊誌の記事見出しと比べて圧倒的に低いのが通常である。こうしたことから、週刊誌の広告見出しの名誉毀損性に関しては、週刊誌の記事本文とは独立して判断する方法が採られたように思われ、妥当な判断方法と考えられる。

#### 四 週刊誌表紙見出しによる名誉毀損

次に検討するのは、週刊誌の表紙見出しの名誉毀損性である。この問題に関しても最近、裁判所において判断が示された。

旧日本陸軍で細菌戦を担当した七三一部隊と関係があるかのような記事を週

---

36) この「一覽性」については、第2章の最後の部分で検討した。

刊現代に掲載されたことによって名誉を毀損されたとして、キヤノンと同社長（当時）が発行元の出版社を相手取り、損害賠償などを求めた事件で、2008年の東京地裁判決【25】（東京地判平成20年12月25日判時2033号26頁）は、週刊誌の新聞広告見出しなどと同様に、週刊誌の表紙見出しと記事見出しとを異なる方法で判断する枠組みを示した。すなわち、判決では、週刊誌の記事見出しについて、「本件第一見出しの表現方法は、そのみをとらえれば読者の誤解を招くおそれがあるとはいえるけれども、見出しは、記事本文と一体となって読まれるのが通常であるところ、本件第一見出しと本件記事を一体として読めば誤解が生ずることはないといえるから、結局、本件第一見出しが原告らの社会的評価を低下させるとはいえない」として「総合判断」の方法を用いることを示した。

他方、この東京地裁判決では、雑誌表紙見出し、および、新聞広告見出しについては、「独立判断」の方法を用いることを明らかにした。すなわち、「書店等で雑誌の表紙は目にしても、記事本文には目を通さない者や、新聞等で広告は目にしても、記事本文には目を通さない者が多数存在するという現実を踏まえると、表紙部分、広告部分は、記事本文と一体となって読まれるのが通常であるということとはできないから、表紙部分、広告部分の記載それ自体が原告らの社会的評価を低下させるかどうかを判断する必要がある。そして、それらの名誉毀損性の有無も、一般の読者の通常の注意と読み方を基準として判断するのが相当である」とした。そして、「もともと、記事本文とは異なり、雑誌の表紙や広告等に記載される見出しは、当該記事の内容を一目で理解できるようにし、当該記事に対する一般公衆の関心をひいて雑誌の購買意欲を高めようとするものであるという特殊性がある。よって、雑誌の表紙や広告等に記載される見出しについては、記事の内容に関する読者の理解を誤導しない範囲内で、ある程度言葉の省略・要約や誇張表現をすることは、その性質上やむを得ないところがあるし、一般公衆の側も、表紙・広告がこのような性質を有することを了解して見るのが通常であると考えられるから、上記のような表現も、社会通念上相当な範囲においては許容されるものと解される。ただし、上記社会通念上相当な範囲を逸脱した省略や誇張が、名誉毀損行為として違法性を帯びることがあり得ることはいうまでもない」と判示した。

以上のキャノン対週刊現代事件の控訴審判決【26】（東京高判平成21年7月15日判時2057号21頁）は、翌2009年にあった。ここでは、まず、週刊誌の記事見出しなどについて、「本件第一見出し、本件第二見出し、本件リード部分、本件写真及び本件写真説明部分は、本件記事を読ませるためあるいは本件記事内容を補助するための存在であるとの性質上、明確な印象を形成させるには至っておらずあるいは思わせぶりな表現にとどまっており、また、本件記事は精読するまでもなく一読によりその内容を読者に了知させるものであるから、結局一般読者は、本件記事等によりAと七三一部隊との関連は希薄なものにすぎず、第一審原告〔以下、Xとする〕らと七三一部隊との関係に至っては何らの関係もないとの印象を持つに至るといふべきであり、Xらの社会的評価を低下させるものとはいえないとした原審の認定判断は相当である」とした。

他方、この東京高裁判決では、週刊誌の表紙見出し、および新聞広告見出しについては、「雑誌の表紙やその広告に記載される見出しは、書店等に数多ある雑誌の中、あるいは新聞等の広告欄の複数ある雑誌広告の中にあつて、一般公衆に対し、記事本文の要点を一目で理解させた上同内容について興味を喚起し関心を惹くことで雑誌を手に取り購入させることを目的とするものであるから、記事本文の内容に関してある程度言葉を省略することや、刺激的あるいは誇張的表現を用いることなどは許容されるものといふべきであるし、雑誌の表紙やその広告の見出しを見る者は、それらの見出しがその性質上上記のような省略や刺激的誇張的表現を含むものと了解して見るのが通常であると考えられる。もとより、上記のような省略や刺激的誇張的表現も社会通念上相当な範囲内においてされる場合に限り適法となるのであつて、これを逸脱する場合には名誉毀損行為等として違法性を帯びるものといわなければならない」と判示した。そして、七三一部隊との関係性や関連性については、「曖昧模糊とした抽象的なものにとどまっているため、これをもってXらの社会的評価を低下させるとまでは認定し難い。Xらは、七三一部隊は人道に許し難い残虐非道な行為を行った部隊として周知されていることを強調するが、七三一部隊がそのような存在として周知されていることを前提として検討するとしても、上記のような見出しによってXらの社会的評価が低下したとまでいうことは困難である。加えて、Xらの社会的評価がその主張どおりであるならば、同人らはもはや社会的に確

固たる評価を獲得しているというべきであり、上記のような曖昧模糊としたあるいは極めて抽象的な文言であって、雑誌販売のため省略や刺激的誇張的表現を採用していると認識されているような文言によって、その獲得している高い社会的評価はいささかも揺らぐものではない」として名誉毀損性を否定し、1審判決を取消して原告側の請求を斥けた。

この週刊誌の表紙見出しの名誉毀損性についても、第3章の新聞広告および電車中吊り広告見出しと同様に、「一覽性」の不存在という観点から、独立して判断する方法が採られたと思われる。しかしながら、この考え方には異論がありえよう。すなわち、週刊誌の広告見出しについては明らかに記事本文へのアクセスに時間と労力がかかるのに対して、週刊誌の表紙見出しの記事本文へのアクセスは、数ページから数十ページ（あるいは100ページ以上）ほどページをめくり、該当の記事本文を読むだけでできるのであるから、困難とまで言うことができない。したがって、週刊誌の表紙見出しの名誉毀損性については、記事見出しと同様に、総合的に判断する方法を採るべきように思われる。

## 五 ウェブページにおけるニュース見出しによる名誉毀損

では、ウェブページのニュース見出しについては、どう考えるべきなのだろうか。ウェブページにおけるニュースは、若者を中心に支持を集め、従来の紙媒体のマス・メディアに代わる勢いを示していると評価されることもある。しかしながら、第3章の週刊誌の新聞広告見出し、電車中吊り広告見出し、あるいは前章の週刊誌の表紙見出しと同様、これまで問題とされることはほとんどなかったと思われる。この点、最近、下された判決をもとに検討する。

家電量販店大手が毎日新聞の記事によって名誉を毀損されたとして、損害賠償などを求めた事件で、2008年の東京地裁判決【21】（東京地判平成20年9月12日判例集未登載）は、先ほど、記事見出しに関して「総合判断」の方法を採ったことを紹介したが、ウェブページ見出しについては、異なる判断を示した。<sup>37)</sup>すなわち、判決では、まず、「本件ウェブページ見出しは、それを選択すること

---

37) 山田隆司・前掲注(29)52頁、山田健太・前掲注(29)52頁参照。



で、本件ウェブページ記事を表示させることができる仕様となっている。もつとも、証拠（略）及び弁論の全趣旨によれば、本件ウェブページ見出しを掲載していた時点において、本件速報欄だけでも20件の見出しが掲載されていることに加えて、本件速報欄上部の事件欄や、本件速報欄下部のバックナンバー欄にも、それを選択することで本文を読むことができる仕様となっていると考えられる見出しが複数掲載されていることからすれば、一般読者において、すべての関心を持ったニュースにつき見出しを選択して本文記事に読み進むのが当然であるとは考えられず、本件速報欄の見出しのみを閲覧し、その限度でニュースの内容を把握する読者も相当数存在すると考えられる」とした。つづいて、「そうすると、本件ウェブページ見出しを、本件ウェブページ記事と併せ読むことなく、本件速報欄において本件ウェブページ見出しのみを閲覧するという読み方も、通常の読み方であると認められるから、このような読者が相当数存在すると想定される以上、本件ウェブページ見出し単独で、不法行為の成否を判断するのが相当と解される」とした。

そして、本件で問題となったウェブページ見出しについて検討する。すなわち、「本件ウェブページ見出しは、『X 不要家電1600台横流し』とだけ記載し、収集委託先業者については一切言及していないから、一般的に、見出しは本文の内容を省略して伝達するものであるにしても、『不要家電1600台横流し』の主体は原告であると解する以外になく、一般読者の通常理解において、本件横流しをした主体は原告であると報じたものと認められる。また、『横流し』とは、品物を正規の道すじを経ずに他に転売すること、あるいは、物資を正規の販路を通さずにこっそり売ることという意味であるから、原告が家電リサイクル法の対象となる不要家電を横流しした主体であると報じた場合には、一般読者としては、原告が同法に基づいて引き取った不要家電につき同法に従った処理をしなかったという原告の家電リサイクル法違反の事実のみならず、原告が不要家電を他に売却したとの事実をも摘示したと理解するものと考えられる。以上の次第で、本件ウェブページ見出しは、それを単独で検討した場合、原告が不要家電を他に売却したとの事実を報じたものと認められ、これは、原告の社会的評価ないし信用を低下させると認められる」と結論づけた。

さらに、ウェブページ記事について検討する。すなわち、「他方、本件ウェブ

ページ記事については、見出しこそ本件ウェブページ見出しと同一であって、本件新聞記事とは異なるものの、リード部分や本文部分は、本件新聞記事と内容であるから、本件ウェブページ記事を全体として読めば、横流しやりサイクル料金着服行為の主体については、これを収集委託先業者として報じたものであって、原告をその主体として報じたものではないことは、前……において判断したとおりであるから、本件ウェブページ記事は、全体としては、原告のいうような社会的評価ないし信用の低下を来すものとは認められない」と述べた。

このウェブページ見出しの名誉毀損性についても、第3章の広告見出しと同様に、「一覧性」という観点から、これが存在しないとして、独立して判断する方法が採られたと思われる。しかしながら、第4章の週刊誌表紙見出しでも指摘した通り、この考え方には異論がありえよう。すなわち、週刊誌の広告見出しについては明らかに記事本文へのアクセスに時間と労力がかかるのに対して、ウェブページ見出しの記事本文へのアクセスはクリックだけでできるのであるから、こうしたアクセスが困難とまで言うことができない。また、ウェブページの場合、見出しと本文を「階層構造」にあると見ることによって、両者が同一紙面か、同一階層かを問題とせず、たとえ異なるページであっても、あるいはリンク先であっても、ページをめくったりクリックをしたりすることで容易に本文を見ることができれば、両者の「一体性」は担保されていると考えることも可能である。こうしたことを考慮すれば、ウェブページ見出しの名誉毀損性については、記事見出しと同様に、総合的に判断する方法を採るべきではないかと思われる。

## 六 おわりに

本稿では、日刊新聞や週刊誌における記事見出しの名誉毀損性の判断方法について、特に近時において、記事見出しおよび記事本文との「総合判断」の方法を採る傾向が強くなりつつあることを指摘した。これは、記事見出しおよび記事本文が同じページ、あるいはすぐ近くのページにあって読者が容易に記事

---

38) 山田健太・前掲注(29)56頁。

見出しの意味内容を確認できるという「一覽性」の存在を主たる根拠にしている可能性が高いと考えられ、表現の自由の観点から、妥当なものであると評価することができる。

他方、週刊誌の新聞広告見出し、電車中吊り広告見出しについては、当該広告見出しだけで名誉毀損性の成否を判断する「独立判断」の方法が採られる傾向が明らかであった。これは、日刊新聞や週刊誌における記事見出しとは反対に、広告見出しの意味内容を記述した記事本文を読もうとしても容易にアクセスできないという「一覽性」の不存在を主たる根拠にしている可能性が高いと考えられ、人格権を侵害された側を保護する観点から、妥当なものであると評価することができる。

これに対して、週刊誌の表紙見出し、ウェブページ見出しについては、広告見出しの名誉毀損性の判断方法と同様に、当該週刊誌の表紙見出し、あるいは、ウェブページ見出しだけで名誉毀損性の成否を判断する「独立判断」の方法が採られる傾向にあることがわかった。これらも、週刊誌の新聞広告見出し、電車中吊り広告見出しと同様に、週刊誌の表紙見出し、ウェブページ見出しの意味内容を記述した記事本文を読もうとしても容易にアクセスできないという「一覽性」の不存在を主たる根拠にしている可能性が高いと考えられる。しかしながら、週刊誌の表紙見出し、ウェブページ見出しについては、果たして記事本文に容易にアクセスできないという「一覽性」の不存在を認めることができるか疑問が残る。それら見出しの名誉毀損性の判断に当たり、「独立判断」の方法が採られる傾向について、再検討の必要があるように思われることを指摘した。

このほか、新聞第一面インデックス、および、雑誌の目次見出しについても再検討の必要があるものと思われる。新聞第一面インデックス、および、雑誌の目次見出しについては、いずれも記事本文へのアクセスという観点から、週刊誌の表紙見出しおよびウェブページ見出しと同様の考え方にに基づき、総合的に判断する方法を採る方向で検討すべきように思われるが、詳細については紙幅の関係で割愛せざるをえない。これらについては、機会を改めて考察を深めたいと考えている。

